

意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p>(留学費用)</p> <p>第二百十条の二十一 法第九十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める費用(次条において「留学費用」という。)は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 前号の課程に在学して当該課程を履修する上で必要な教育を受けるために同号の教育機関以外の者に対して支払う費用</p> <p>(償還をしなければならない者に対する通知)</p> <p>第二百十条の二十二 防衛大臣は、留学を命ぜられた学生が法第九十九条の二第一項の規定による償還(以下単に「償還」という。)をしなければならぬ離職をしたことを知つたときは、速やかに、当該者に対し、当該留学の名称及び期間、当該留学のために国が支出した留学費用の総額、償還をしなければならぬ金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(自衛官としての在職期間に<u>応じて</u> <u>逡減する率</u>)</p> <p>第二百十条の二十三 [略]</p>	<p>(留学費用)</p> <p>第二百十条の二十一 法第九十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める費用(次条において「留学費用」という。)は、次に掲げる費用とする。</p> <p>一・二 [同左]</p> <p>三 前号の課程に在学して当該課程を履修する上で必要な教育を受けるために同号の教育機関以外の<u>もの</u>に対して支払う費用</p> <p>(償還をしなければならない者に対する通知)</p> <p>第二百十条の二十二 防衛大臣は、留学を命ぜられた学生が法第九十九条の二第一項の規定による償還(<u>第二百十条の二十五</u>において単に「償還」という。)をしなければならぬ離職をしたことを知つたときは、速やかに、当該者に対し、当該留学のために国が支出した留学費用の総額、償還をしなければならぬ金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(自衛官としての在職期間の<u>計算</u>)</p> <p>第二百十条の二十三 [同左]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	